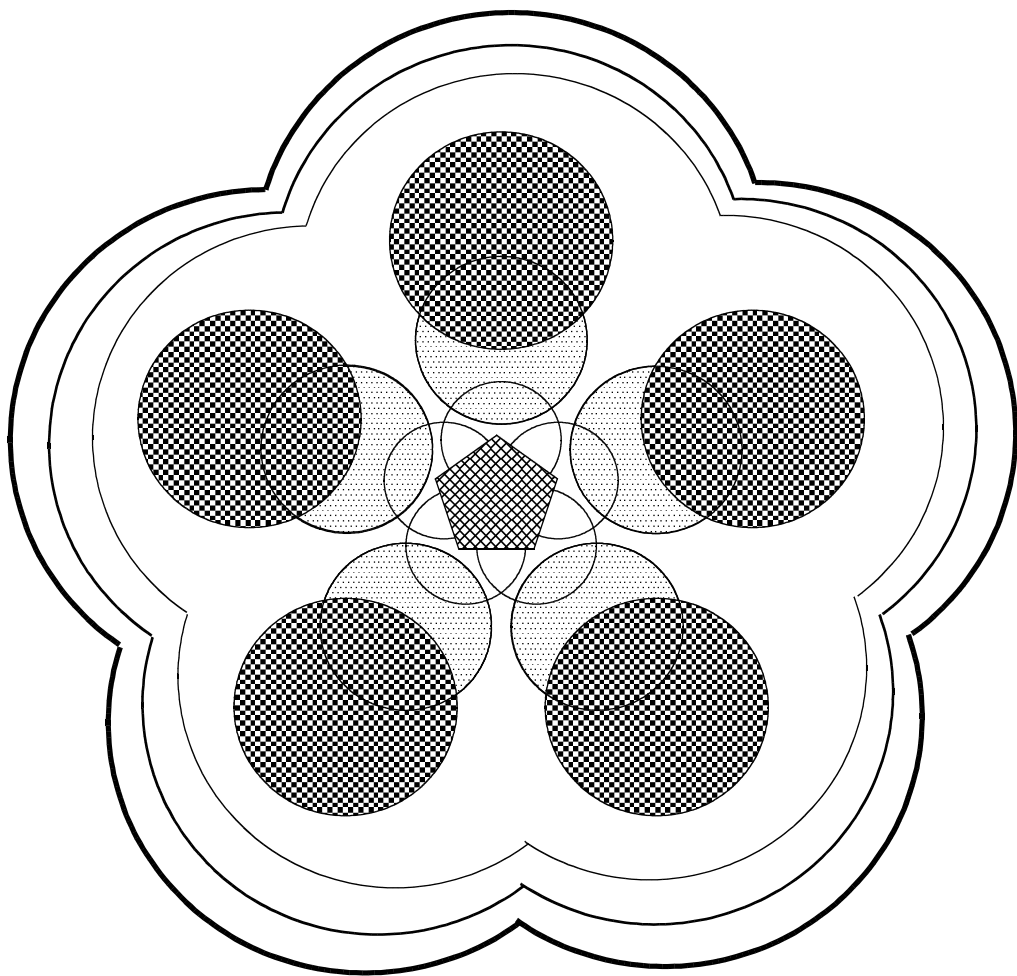


平成31年度

学校教育指導の指針



城陽市教育委員会

<表紙のデザインについて>

全体を市の木「梅」を基調にして、市立の幼稚園1園、小学校10校、中学校5校を五角形と円で示し、16校（園）の連携を重なりで表現したものである。

学校教育方針

城陽市の学校教育は、学習指導要領並びに京都府教育委員会の「学校教育の重点」等を踏まえ、知・徳・体の調和のとれた発達を図り、基本的人権を尊重し、国際感覚を身に付けた心豊かな人間の育成を目指すものである。

この目標を達成するため、各学校(園)においては校(園)長のリーダーシップの下、自校(園)の教育目標と経営方針を明確にし、創意ある教育課程を編成しながら、特色ある学校づくりを通して、質の高い学力、豊かな人間性、たくましく健やかな身体などの育成を目指し、日々の教育活動の充実に努める。

具体的には、京都府の教育振興プランの「京都府の教育の基本理念」に示されている「包み込まれているという感覚」の醸成を基盤とした一人一人の子どもを大切にした教育を推進する。このため、教職員は、学校における全ての教育活動を常に点検し、改善に努め、学校教育の一層の充実に向上に努める。

平成31年度 重点目標

- 1 質の高い学力をはぐくむ
- 2 人を思いやり尊重する心など、豊かな人間性をはぐくむ
- 3 たくましく健やかな身体をはぐくむ
- 4 一人一人を大切にし、個性や能力を最大限に伸ばす
- 5 社会の変化に対応し、よりよい社会の構築に貢献できる力をはぐくむ
- 6 安心・安全で充実した教育の環境を整備する
- 7 学校の教育力の向上を図る
- 8 すべての教育の出発点である家庭教育を支援する
- 9 地域社会の力を活かして子どもをはぐくむ環境をつくる
- 10 生涯学習社会の実現に向けて学習環境を充実させる

—質の高い学力—

- ◇基礎的・基本的な知識・技能の習得
 - ◇知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等
 - ◇主体的に学習に取り組む態度
- これらが統合された学力を「質の高い学力」という

—「包み込まれているという感覚」—

- 「私は、かけがえのない存在として、愛され、見守られている」
 - 「私は、共に支え合い助け合う仲間として、信頼されている」
 - 「私は、この社会の一員として、責任ある行動を期待されている」
- ◇上記3つに示された「誰もが、かけがえのない一人の人間として、周囲の人々に支えられ、生かされている」という感覚

1 質の高い学力をはぐくむ

(1) 基礎・基本の定着

- ア 「読み・書き・算数・表現力」の伸長を大切にしたい取組を推進する。
- ・朝の読書、ボランティアによる読み聞かせ等の充実
 - ・「小学生個別補充学習（ジュニアわくわくスタディ）」や「中1振り返り集中学習（ふりスタ）」、「中2学力アップ集中講座」等を積極的に活用した基礎・基本の徹底
- イ 各種の学力診断テスト等の結果を活用し、学習状況を的確に把握・分析し、個に応じた指導に活かすとともに新学習指導要領の求める授業改善に努める。
- ・小学校全学年で標準学力調査、中学校3年で実力テスト等の実施
 - ・小学校4年、中学校1年、2年で府学力診断テストの実施
 - ・小学校6年、中学校3年で全国学力・学習状況調査の実施
 - ・研究指定校等の研究成果の活用
- ウ 「ユニバーサルデザイン授業」や「やましろ授業スタンダード」、「学びの共同体」等における授業の根幹に流れるすべての子どもを大切にしたい授業改善を推進する。
- ・ICTの積極的な活用
 - ・各学校の重点研究の推進
 - ・小学校教育研究会、中学校教育研究会等における研究の推進
 - ・市学力向上等推進委員会による研修会等の有効な活用
- エ 学力の充実・向上を目指す取組を計画的、組織的に進める。
- ・校長のリーダーシップの下、各校の実態に応じた取組の推進

(2) 活用する力の育成

- ア 知識・技能を活用する学習活動の充実を図る。
- ・課題解決に向けて、主体的・対話的で深い学びを実現する学習の推進
 - ・「ユニバーサルデザイン授業」や「やましろ授業スタンダード」、「学びの共同体」等を活用した新学習指導要領の求める授業改善の推進
- イ 知識・技能を活用する学習の基盤として、各教科等における言語活動（実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論するなど）を充実させる。

(3) 学習意欲の向上

- ア 学習意欲を向上させるため、学校教育活動すべてにおいて児童生徒の主体性を大切にしたい自己肯定感を高める指導の推進に努める。
- イ 児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習意欲の向上に努める。
- ・各教科の観点別評価規準、具体的評価規準を明確にした、学習過程の各段階における適切な評価
- ウ 家庭との連携を進め、学習習慣の定着に向けた取組を充実する。
- ・家庭学習の習慣化に向けた、各校の創意ある指導の推進
- エ 研究者や社会人の専門性を活かした授業を実施する。
- ・地域の社会人講師や「子どもの知的好奇心をくすぐる体験授業」、「結ネットKYOTO」等の活用
- オ 英語指導助手(AET)の効果的な活用を一層推進する。
- カ 教育充実補助員、学習支援員、特別支援教育支援員等の有効な活用を推進する。

2 人を思いやり尊重する心など、豊かな人間性をはぐくむ

(4) 人を思いやり、尊重する心の育成

ア 校長のリーダーシップの下、道徳科を基盤とした心の教育の充実を図る。

イ 道徳教育推進教師を中心とした校内推進体制の充実を図る。

ウ 児童生徒の心に響き、道徳的価値の自覚を促す指導方法や評価についての研修を充実する。

- ・教員用指導資料「道徳教育の進め方 京都式ハンドブック（改訂版）」や「京の子ども 明日へのとびら」実践事例集第2集等の有効活用
- ・市学力向上等推進委員会において、道徳科の実践研究等に関わる研修会等の実施

エ 「京の子ども 明日へのとびら」、「私たちの道徳」等の資料の有効な活用を図る。

オ 年間指導計画の作成に当たっては、内容項目と道徳科の時間以外の道徳教育の指導内容と時期に配慮し、相互に効果を高め合うように工夫する。

カ 現行の学校や地域でのスポーツなどの集団活動を促進し、協調性や忍耐力、礼儀や作法を重んじる心をはぐくむ。

(5) 豊かな感性、情緒の育成

ア 豊かな体験活動及び豊かな心を育てる読書活動を進め、道徳科との関連を図るなどして、児童生徒の道徳性を養う。

- ・学校の工夫を活かしたボランティア活動等の社会奉仕体験や自然・文化体験活動等の豊かな体験活動と道徳科等との関連的指導を工夫し、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成

イ 「文化芸術による子どもの育成事業」、「知的好奇心をくすぐる体験授業」や「国体選手等派遣事業」、「もっと元気な京都ジュニア『夢・未来』スポーツ体験事業」等を積極的に活用し、児童生徒に夢をはぐくむ取組を推進する。

(6) 読書活動を通じた創造力、表現力の育成

ア 読書活動を教育活動に適切に位置付け、児童生徒の読書意欲の向上や読書習慣の形成などに努めるとともに、図書館司書等の有効な活用により学習・情報センターとして学校図書館の機能の一層の充実を図る。

- ・朝の読書、ボランティアによる読み聞かせ、家庭における読書活動等の推進

イ 各教科等における言語活動の充実を図る。

ウ 府、本市の「子どもの読書活動推進計画」を踏まえ、家庭、地域社会、学校等が一体となり社会総がかりで子どもの読書活動を推進する。

- ・府立図書館の学校支援セット貸出の有効活用

エ 市立図書館との連携を図りつつ、学校図書館を有効かつ計画的に活用する。

- ・調べ学習等での学校図書館の積極的活用
- ・国語科での並行読書における市立図書館の積極的活用
- ・市立図書館の巡回図書やお話キャラバン等の有効活用
- ・市立図書館配布の「おすすめブックリスト30」等の活用推進

(7) 京都の伝統と文化を守り、受けつぎ、新たな文化を創造する心と技の育成

ア 「KYO発見 仕事・文化体験活動」等の事業を活用し、伝統や文化を学ぶ機会や体験活動等の充実を図る。

イ 身近にある地域の文化や文化財を教材として取り扱う。

- ・本市立図書館、歴史民俗資料館、プラネタリウム、コミュニティセンター図書室や社会科副読本「わたしたちの城陽市」等の積極的活用

3 たくましく健やかな身体をはぐくむ

(8) 体力の向上

- ア 小学校においては、新体力テストの結果を把握・分析するとともに、「京の子ども元気なからだスタンダード」等の活用を図り、組織的・計画的・継続的な体力向上に向けた取組を推進する。
- イ 中学校においては、新体力テストの結果から自己の体力について理解させ、自己の課題解決に向けた指導と主体的な取組への支援を大切にする。
- ウ 学校体育における実技指導に当たっては、文部科学省の「学校体育実技指導資料集」や「子どもの体力向上のための取組ハンドブック」、京都府教育委員会の「運動遊びガイドブック（幼児期・小学校低学年対象）」や「体力づくり指導の手引きThe First Step」等を有効に活用し、効果のある実践を推進する。
- エ 「運動部活動指導ハンドブック」を活用した運動部活動の充実と指導方法の工夫改善に努める。

(9) 健やかな身体の育成

- ア 学校保健計画に基づく保健学習と保健指導の充実を図る。
 - ・「運動・食事・休養」に関する基本的な生活習慣の確立に向けた啓発活動や学校保健委員会を中心とした学校・家庭・地域が連携した取組の推進
 - ・現代的健康課題の対応を含む保健管理と保健教育の推進
- イ 家庭や地域社会、関係機関と連携を図りながら、児童生徒の薬物乱用防止のための教育を徹底する。

(10) 食育の推進

- ア 食に関する指導計画に基づく教科等横断的な指導の充実を図る。
- イ 学校給食を中心として食育を推進する。
 - ・本市の学校給食において、地場産物の活用や食文化への理解の促進など、本市の特色を活かした取組の推進

4 一人一人を大切にし、個性や能力を最大限に伸ばす

(11) 魅力ある学校づくり

- ア 創意工夫を活かした教育課程を編成・実施し、特色ある学校づくりを通して教育の活性化を図る。
- イ 京都府や本市が実施する各事業等の活用により、創意ある教育活動を展開する。
- ウ 地域の自然、人材、組織、機関等の資源を積極的に活用し、ふるさと意識の醸成に努める。
- エ 学校評価の充実や積極的な情報提供に努めるとともに、城陽方式によるコミュニティ・スクールの充実により、地域の教育力を活かした教育活動を一層推進する。

(12) 人権教育の推進

- ア 自校の課題を明確にした人権教育推進計画を基に、一人一人を大切にされた教育を推進する。
 - ・互いの個性や価値観の違いを認め、自他を大切にする資質・能力の育成
- イ 基本的人権や同和問題、いじめ問題など様々な人権問題を社会問題として捉え、正しい理解や認識の基礎を培い、問題解決に向けて自ら考え行動できる態度を育成する。
- ウ 「人権学習資料集」等の教材を有効に活用し、指導方法等の工夫改善に努める。
- エ 校種間・学校間の連携を強化し、児童生徒の発達段階を踏まえた体系的・計画的な人権教育を推進する。

オ 全教職員が、確かな人権意識を持ち、様々な人権問題についての正しい理解と認識を深め、人権教育推進上必要な実践力・指導力を向上させるため、研鑽に努める。

(13) 特別支援教育の推進

- ア 校(園)内委員会や特別支援教育コーディネーターの機能的な活用と特別支援教育支援員等の有効な活用を図り、特別支援教育を充実する。
- イ 就学前から生涯にわたる支援を継続するため、個別の指導計画や個別の教育支援計画、移行支援シート等の作成とその積極的活用を図る。
- ウ 障がいについての正しい認識と具体的な指導や支援の在り方などについて、教職員研修のさらなる充実に努める。
- エ 関係諸機関との連携を深め、就学相談、教育相談、進路相談等の相談活動を充実させ、より有効な指導や支援につなげる。
- オ インクルーシブ教育システム構築の推進に向けて、交流及び共同学習をさらに充実させるとともに、合理的配慮の理念を踏まえ、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じた支援を充実する。

(14) 幼児教育の推進

- ア 幼稚園教育要領に基づき、創意工夫を活かした教育課程を編成し、特色ある園づくりに努める。
- イ 保育に当たっては、集団での遊びを通して、きまりの必要性について気付くなど、規範意識の基盤を支え、善悪を判断する力や思いやりの心を育てる。
- ウ 多様な体験、絵本や物語などに親しむ活動などを積極的に取り入れ、思いや気持ちを表現する活動を大切にする。
- エ 楽しく体を動かす遊びを通して、幼児期に必要な多様な動きを獲得するなど、体力・運動能力の基礎を培う。
- オ 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を家庭や保育園・幼稚園、小学校と共有することで、保幼小連携の強化を図る。
- カ 体験入学等を活用するなど、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るためのカリキュラムを充実する。
- キ 家庭との連携を強化し、預かり保育を推進するとともに、子育てに関する相談などに応じ、幼児教育センターとしての役割を積極的に果たす。

(15) キャリア教育の推進

- ア キャリア教育を年間指導計画に位置付け、体験活動や体験的な学習を充実し、児童生徒の発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育を推進する。
- イ 進路相談を充実させるとともに、生徒一人一人が主体的な進路選択のできる進路指導を推進する。

(16) スポーツの推進

- ア 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を契機として、世界で活躍するアスリートを輩出するため、優れた資質・能力を持つジュニアアスリートの発掘と育成を目指すとともに、競技力向上のため、校種間、地域のスポーツクラブ、競技団体等との連携を進める。
- イ 障がい者スポーツ、パラリンピック種目の広報に努め、障がいの有無にかかわらずスポーツにふれあう機会を増やす取組を推進する。
- ウ 3の(8)における体力向上の取組を推進しつつ、児童生徒の主体性を大切にした生涯スポーツにつながる体育科教育を推進する。

5 社会の変化に対応し、よりよい社会の構築に貢献できる力をはぐくむ

(17) 規範意識やコミュニケーション能力を高める教育の推進

- ア 「法やルールに関する教育」ハンドブックや「非行防止教室」等を活用するとともに、家庭との連携により規範意識の醸成を図る。
- イ 様々な体験活動などにより、児童生徒がルールやマナーを実感したり、様々な世代の方々と交流したりすることで、規範意識やコミュニケーション能力を高める取組を推進する。
- ウ すべての教科で言語活動を充実するとともに、読書活動などを通じて、発達の段階に応じた「ことばの力」やコミュニケーション能力の育成を図る。

(18) 公共の精神や社会参画の意識をはぐくむ教育の推進

- ア ボランティア活動や地域に根ざした活動などを通して、社会に貢献する心やリーダーシップの育成を図る。
- イ 国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質や能力を育成する。

(19) 現代的課題に対する関心を高め、理解を深める教育の推進

- ア 持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむため、環境や情報などに係る現代的な課題に対する関心を高め、理解を深めるとともに、課題解決に向け主体的に考える児童生徒の育成を図る。
 - ・各教科、児童会、生徒会、地域での取組やJ-E M Sエコスクールなどの取組を通して、環境の保全やよりよい環境づくりに主体的に取り組む態度や能力の育成
 - ・校種間の連携や家庭、地域社会、関係諸機関との連携による環境教育の推進
 - ・新聞やテレビ、インターネットなどのメディアを活用する学習活動を通じて、必要な情報を適切に収集、判断、発信・伝達できる力の育成
 - ・スマートフォンやタブレット端末などのアプリ、情報通信ネットワークを適切に利用するルールやマナーを身に付けさせるなど、情報社会の特性を理解し、安全に利用できる取組の推進
 - ・ICT活用や情報モラルにかかわる教員研修の充実など、教職員の指導力向上を目指す取組の推進
 - ・少子化問題が重要な課題となる中、次代を担う中学生が、家族の大切さ、子どもを産み育てる意義、妊娠や出産に関する知識などを学ぶ学習活動の推進

(20) グローバル化に対応できる人材の育成

- ア 2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、人権尊重の精神を基盤にして、我が国の文化と伝統を尊重するとともに、体験活動や体験的な学習などを通して異文化を理解・尊重する資質や能力の育成を図る。
- イ 姉妹都市等海外の小中学校との交流や相互の学校訪問等による国際交流を図る。
- ウ 小学校中学年での「外国語活動」や高学年での「外国語科」の学習活動を充実させることにより、コミュニケーションを図る資質・能力の素地と基礎の育成を図る。
 - ・小学校での「外国語活動」や「外国語科」担当教員の英語力及び指導力の向上のため、教員研修の実施と充実
 - ・児童生徒の英語力の向上を図るため、小・中学校の連携の強化
- エ 英語指導助手(AET)の効果的な活用を一層推進する。(1(3)から再掲)

6 安心・安全で充実した教育の環境を整備する

(21) 学校危機管理・安全対策の充実

- ア 学校安全計画を策定し、児童生徒の安全確保を図るための取組を行う。
 - ・防犯訓練、防犯教室、避難訓練、交通安全教室、地域見守り隊の取組等を実施
 - ・自転車保険加入の義務化にあたり、自転車安全指導のさらなる充実
 - ・施設・設備の安全点検、安全指導の実施
 - ・学校独自の「危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)」の検証と改善
 - ・「通学路あんぜんマップ」の作成と活用
- イ 防災教育や安全教育を計画的に実施し、危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成する。

(22) いじめや暴力行為の防止対策の充実

- ア 道徳教育や人権教育をはじめ教育活動全体を通じて、自他を大切にし、人を思いやる豊かな心をはぐくむ取組を推進する。
 - ・「法やルールに関する教育」ハンドブックの活用
 - ・子ども自身による「いじめ防止キャンペーン」など、自己啓発的な取組の推進
- イ いじめや暴力行為の未然防止や早期発見・早期対応に努める。
 - ・府、本市及び学校の「いじめ防止基本方針」を踏まえ、いじめ防止のための対策に関する基本的な方針に基づく指導の推進
 - ・スクールカウンセラーやスチューデントリーダー等と連携した指導・支援体制の強化
 - ・外部機関（警察やスクールサポーター等）との連携
- ウ いじめや暴力行為に対しては、毅然とした態度で指導を行うとともに、必ず組織的な対応を行う。

(23) 不登校の子どもへのきめ細かな支援の充実

- ア 不登校の未然防止や早期発見・早期対応に努める。
- イ 学校に行きにくい状況にある児童生徒について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員と連携し、教育相談の充実に努める。
- ウ 個々の状況を把握し、必要に応じて関係諸機関との連携を図る。
- エ 適応指導教室（ふれあい教室）との連携を図る。

(24) 経済的に困難な環境にある子どもへの支援

- ア 経済的に困難な状況におかれている子どもをはじめとするすべての子どもに、基礎学力の定着と希望する進路の実現を図るため、家庭での生活習慣の確立や学習習慣の定着に向けた取組など、家庭・地域との連携をさらに充実させる。
 - ・学習支援員、まなび・生活アドバイザー等の有効な活用
- イ 家庭の経済的な理由で子どもの学習機会がそこなわれることのないよう、就・修学等を支援するための援護制度を周知・徹底する。

(25) 学校施設整備の充実

- ア 施設や施設整備を活かした教育環境づくりを推進する。
- イ 防災拠点等、多様な人々の利用に配慮した施設整備に努める。

7 学校の教育力の向上を図る

(26) 質の高い教育環境の充実

- ア 学校図書館の教育的機能の充実と積極的な活用を図る。
- イ ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた、安心・安全に学習できる環境づくりやICT活用を含めた教育環境づくりを推進する。

(27) きめ細かな指導体制の充実

- ア 「子どものための京都式少人数教育」の趣旨を活かし、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな学習指導方法の工夫改善に努める。
- イ 城陽市教育充実補助員、特別支援教育支援員、学習支援員等の有効な活用を図る。

(28) 教職員が子どもに向き合える環境づくり

- ア 教員相互の連携・協働を進める方法を工夫し、教員が一人一人の子どもに向き合う時間の一層の確保に努める。
- イ 文部科学省や京都府教育委員会が「働き方改革」を推し進める中、校長のリーダーシップの下、組織的な指導体制のさらなる充実を図る。

(29) 教職員の資質・能力の向上

- ア 教職員は、教育公務員として公教育に課せられた使命と責任を自覚し、教育関係諸法令を遵守する。
- イ 教職員は、豊かな人間性、広い社会性及び高い専門性を基盤とした実践的指導力の向上を図り、市民の信託と期待に応えるよう努める。
- ウ 教職員人事評価の活用などを通して、教員の資質・能力の向上に努める。
- エ 教職員は、校(園)内年間研修計画による研修、京都府教育委員会・本市教育委員会による研修、その他公教育を進める各研修会等に積極的に参加し、指導力を向上させ、学校全体の教育力の向上に努める。
- オ 公教育を進める研究会は、教育委員会と密接に連携し、教育水準の維持、向上を図るため、それぞれの教育課題を踏まえた研究活動を進める。
- カ 体罰の根絶に向けた教職員の意識改革と部活動等における指導方法の改善に努める。
- キ 教職員は、児童生徒の実態把握と分析に努め、課題の解決に向け、常に仮説に基づいた実践を行うとともに、実践につながる校内研修を充実させる。

(30) 校種間（保幼小中高）連携の充実

- ア 体験入学や交流活動等、校種を越えた取組を推進する。
- イ 幼保小連携、小中連携等、校種間の連携に努める。
 - ・中学校区における教科、生徒指導、人権教育等の小中連携
 - ・学校地域連携推進事業等における校種間、家庭、地域社会との連携

(31) 家庭や地域社会とつながり、信頼される学校づくり

- ア 学校から家庭や地域社会への積極的な情報発信及び学校関係者評価の充実を図る。
 - ・学校だより、各種説明会、ホームページ等を通じて学校の情報の積極的な発信
- イ 学校評価等を活用しながら開かれた学校づくりを進め、信頼される学校づくりに努める。
- ウ 城陽方式によるコミュニティ・スクールを充実させ、保護者や地域の人々が学校運営に参画し、学校と地域が一体となってよりよい教育の実現を目指すとともに、学校から地域社会への貢献という双方向の連携に努める。

8 すべての教育の出発点である家庭教育を支援する

(32) 学習機会の充実

- ア 子どもの生活習慣の確立や豊かな心の育成のための保護者の学習活動への協力に努める。
- イ P T A等と連携し、「親のための応援塾」による就学前の子どもを持つ親への支援に努める。

(33) サポート体制の充実

- ア 児童虐待の早期発見に努めるため、教職員研修の充実を図る。
- イ 児童虐待を防止するための「児童虐待防止リーフレット」の活用や校内相談体制の整備、関係機関との連携強化に努める。

(34) ネットワークづくり

- ア 薬物乱用防止やネットトラブル等に関する学習資料を活用し、保護者等の研修の実施及び保護者同士のネットワークづくりを進める。

9 地域社会の力を活かして子どもをはぐくむ環境をつくる

(35) 子どもの活動の場の充実

- ア 地域の教育力を活かした体験活動や学習活動を推進する。
 - ・障がいのある子どもも参加できる地域の特色を生かした子どもの居場所づくりの推進

(36) 学校を支援する活動の充実

- ア コミュニティ・スクールや学校支援地域本部事業、京都府の京のまなび教室や土曜日の教育支援体制等構築事業など、地域の特性に応じた事業を活かし、学校における学習活動、安全確保、環境整備等で活躍する地域ボランティアとの連携を進める。

(37) 子どもの健全育成のための環境づくり

- ア 各中学校区における小・小・中連携をさらに推進する。
- イ 子どもの健全育成に向けた学校・家庭・地域社会・関係諸機関のネットワークの充実を図る。
 - ・各中学校区の学校地域連携推進事業などを活かし、地域全体で子どもをはぐくむ取組の推進

10 生涯学習社会の実現に向けて学習環境を充実させる

(38) 生涯学習環境の充実

- ア 子どもたちの体験活動、学習活動を充実させるため、市立図書館や歴史民俗資料館・プラネタリウム・コミュニティセンター図書室等のハード面の維持とソフト面の充実に努める。

(39) 生涯スポーツ環境の充実

- ア 総合型地域スポーツクラブの充実や小中学校のグラウンドや体育館などの開放による場の提供を図るなど、生涯スポーツ社会の実現に向けた取組を推進する。

(40) 生涯学習施設などを活用した学習活動の充実

- ア 市立図書館や歴史民俗資料館、プラネタリウムなどと連携し、体験活動を通して子どもの知的好奇心や探究心をはぐくむ取組など、生涯学習施設を活用した学習活動の推進を図る。